那覇市成年後見制度利用支援事業(報酬の助成)実施要綱

令和4年5月11日福祉部長決裁

(趣旨)

第1条　この要綱は、市長が、家庭裁判所による家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、同表31の項及び同表50の項に規定する報酬の付与の審判(以下「審判」という。)において決定された、成年後見人、保佐人、補助人(以下「後見人等」という。)の報酬の助成(以下「報酬助成」という。)を行う場合の手続等について、那覇市成年後見制度利用支援事業(報酬の助成)(以下「本事業」という。)の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条　本事業の対象となりうる成年被後見人、被保佐人、被補助人(以下「被後見人等」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする(ただし、後見人等が親族である場合を除く)。

(1)　本市に住所を有する者。ただし、次のア又はイに該当する者は除く。

ア　介護保険法(平成9年法律第123号)第13条第1項又は第2項の規定に基づく、本市以外の市町村が行う住所地特例対象被保険者

イ　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第19条第3項又は第4項の規定に基づき、本市以外の市町村の決定により障害福祉サービスを利用している者

(2)　本市に住所を有しない場合であって、次のア又はイに該当する者

ア　介護保険法第13条第1項又は第2項の規定に基づく、本市に係る住所地特例対象被保険者

イ　障害者総合支援法第19条第3項又は第4項の規定に基づく、本市の決定により障害福祉サービスを利用している又は利用しようとする者

(3)　生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める被保護者の場合は本市において受給している者

(4)　その他市長が必要と認める者

2　本事業の申請を行う前に被後見人等が死亡した場合又は審判が被後見人等の死亡後に行われた場合、被後見人等が死亡時に前項に該当し、かつ本事業の利用が認められると市長が判断した場合に限り、対象者は報酬を付与するとされた後見人等とする。

（申請）

第3条　本事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、報酬助成交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付して市長に申請しなければならない。

(1)　報酬付与の審判決定書の写し

(2)　申請時における預貯金通帳の写し

(3)　収支表(第2号様式)

(4)　保護受給証明書(保護受給者のみ)

(5)　介護保険被保険者証の写し又は障害福祉サービス受給者証の写し(利用者のみ)

(6)　後見事務報告書等の写し及び被後見人等の財産目録の写し

(7)　前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請は、審判の決定日から起算して、3月以内に行うものとする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認める場合はこの限りではない。

（報酬助成金として交付する額及び対象期間）

第4条　報酬助成金として交付する額(以下、「助成額」という。)は、審判により決定された額の範囲内にあり、かつ、次の各号に定める額を上限とする。

(1)　在宅の場合　月額28,000円

(2)　別表1に掲げる施設等の場合　月額18,000円

2　前項の規定により助成額の算定を行う場合において、1月に満たない日数があるときは、日割り計算により算出するものとする。この場合において、当該算出した助成額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3　報酬助成の対象期間は、審判により決定された期間とする。ただし、当該期間のうち､前条の規定に基づく申請をした日から起算して2年前の日が属する月の翌月からを、報酬助成の対象とする。

（報酬助成の決定）

第5条　市長は、第3条の規定による申請があったときは、内容を審査した上で報酬助成の適否を判断し、被後見人等の収支及び資産状況等を勘案して助成額の決定を行う。なお、報酬助成が適することの条件は、次の各号のいずれかとする。

(1)　生活保護法に定める被保護者であること

(2)　報酬助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であること

2　市長は、前項の規定により報酬助成の適否及び助成額を決定したときは、報酬助成審査結果通知書(第3号様式)により、申請者に通知するものとする。

(変更の報告)

第6条　申請者は、申請内容に変更があったときは、速やかに変更届出書(第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(報酬助成の決定の取消等)

第7条　市長は、第5条により報酬助成を決定した場合において、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、その決定を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1)　偽りその他不正な手段により報酬助成を受けたとき

(2)　その他特別な事情が生じたとき

(報酬助成金の返還)

第8条　市長は、報酬助成を行った後に、前条の規定によりその決定の取消等を行ったときは、当該報酬助成を受けた者に対し、報酬助成金返還命令通知書(第5号様式)により、報酬助成金の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、令和4年5月11日より施行する。

2　この要綱の施行に伴い、那覇市成年後見制度利用支援事業実施要綱(平成24年8月15日施行)は、令和4年5月11日をもって廃止する。

付　則　(令和5年9月26日福祉部長決裁)

この要綱は、令和5年9月26日から施行し、令和5年8月1日から適用する。

別表 1(第 4 条関係) 施設等

根拠法令	施設等名称
生活保護法	・保護施設
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	・障害者支援施設 ・のぞみの園 ・共同生活援助が提供される施設
地域生活支援事業実施要綱	・福祉ホーム
老人福祉法	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム
介護保険法	・特定施設又は地域密着型特定施設 ・介護老人施設又は地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護が提供される施設
高齢者の居住の安定確保に関する法律	・サービス付き高齢者向け住宅
医療法	・医療提供施設
―	・その他市長が認める施設

備考　医療法にいう医療提供施設に 3 月以上入院している場合は、入院の日から 3 月を経過した翌日から、施設等に入所しているものとして取り扱う。